

高山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H21年度の人件費率
H22年度	人 92,973	千円 50,379,059	千円 3,288,020	千円 7,213,945	% 14.3	% 15.2

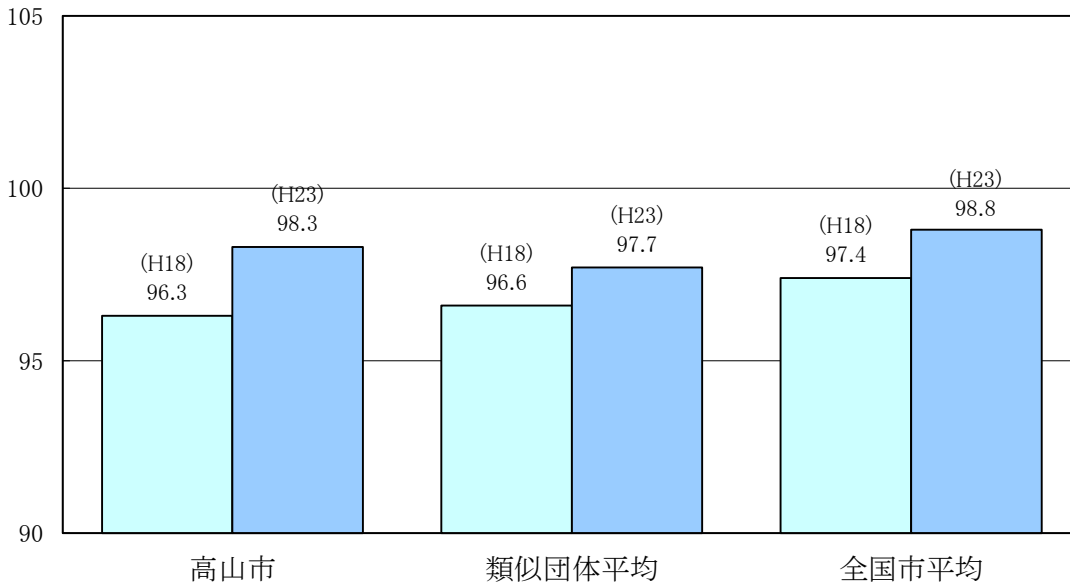
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H22年度	人 854	千円 3,204,908	千円 337,559	千円 1,084,857	千円 4,627,324	千円 5,418	千円 5,959

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高山市	42.7 歳	337,400 円	386,100 円	367,600 円
岐阜県	42.7 歳	323,237 円	385,922 円	369,888 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	— 円
類似団体	43.7 歳	332,547 円	401,218 円	362,919 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間(全国平均)			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高山市	47.0 歳	84 人	298,500 円	318,500 円	315,900 円	—	—	—	—
うち学校給食員	48.4 歳	26 人	295,500 円	307,200 円	306,300 円	調理師	43.9 歳	250,200 円	1.23
うち清掃員	43.1 歳	21 人	291,000 円	318,000 円	312,200 円	廃棄物処理業 従業員	44.6 歳	290,600 円	1.09
うち用務員	46.2 歳	17 人	303,400 円	333,300 円	330,000 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.59
岐阜県	50.1 歳	208 人	307,275 円	345,688 円	341,473 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	321,662 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	46 人	313,183 円	347,693 円	329,465 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高山市	—	—	—
うち学校給食員	4,521,600 円	3,395,800 円	1.33
うち清掃員	4,708,800 円	4,035,300 円	1.17
うち用務員	4,862,400 円	2,943,200 円	1.65

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3カ年の全国平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高山市	38.5 歳	295,700 円	342,800 円	324,100 円
類似団体	39.6 歳	305,530 円	378,201 円	336,981 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	高 山 市	岐 阜 県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	171,648 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	138,720 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	138,720 円	—
	中学卒	129,200 円	127,776 円	—
医療職	大学卒	237,700 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	250,400 円	301,700 円	342,500 円
	高校卒	205,400 円	250,400 円	301,700 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	188,300 円	228,600 円	256,500 円

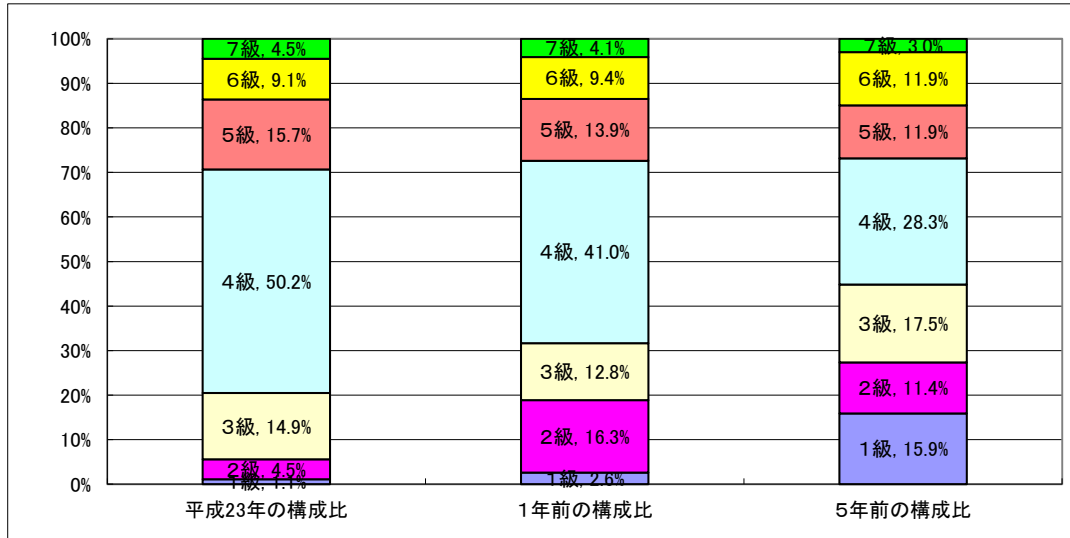
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	6 人	1.1 %
2 級	主事	24 人	4.5 %
3 級	主任	79 人	14.9 %
4 級	主査	266 人	50.2 %
5 級	主幹	83 人	15.7 %
6 級	課長、担当監、施設長	48 人	9.1 %
7 級	理事、部長、参事	24 人	4.5 %

(注) 1 高山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成13年度に目標管理による勤務評定制度を導入。主に人材育成を主体とした利用を行ってきたが、平成18年度の国の給与構造改革に伴い、勤務実績や態度・能力を給与等へ反映することとし、9月30日を中間評定基準日、2月1日を年度末評定基準日として、医師を除く全職員に対して勤務評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定の結果に基づき、極めて良好・特に良好・良好・やや良好でない・良好でないの5段階の勤務成績により昇給区分を決定。平成18年度から管理職職員に対し、また、平成19年度より医師を除く全職員に対し評定結果を昇給に反映している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高山市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,359 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,599 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務実績の評定の実施状況

平成13年度に目標管理による勤務評定制度を導入。主に人材育成を主体とした利用を行ってきたが、平成18年度の国の給与構造改革に伴い、勤務実績や態度・能力を給与等へ反映することとし、9月30日を中間評定基準日、2月1日を年度末評定基準日として、医師を除く全職員に対して勤務評定を実施。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定の結果に基づき、極めて良好・特に良好・良好・やや良好でない・良好でないの5段階の勤務実績により勤勉手当の支給率を決定。平成18年度から管理職職員に対し、また、平成19年度より医師を除く全職員に対し勤勉手当に結果を反映している。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

高山市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額	- 千円	22,858 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		7,262 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		382 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18.0 %	11 人	18.0 %
横浜市	12.0 %	1 人	12.0 %
平塚市	6 %	1 人	6 %
松本市、金沢市、岐阜市	3 %	6 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		16,915 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		104,414 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		17.2 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	法令に基づく資格を有する職員のうち責任者として管理業務に従事する職員	電気主任技術者、高圧ガス保安技術者、廃棄物処理施設技術管理者等	月額 1,000円
不快手当	行旅死亡人等の措置に従事した職員	行旅死亡人等の措置に従事した場合	1回 2,000円
"	火葬場における火葬の業務に従事した職員	火葬場における火葬の業務に従事した場合	1回 250円
医師手当	高山市職員の給与に関する条例第5条第2項に定める職務の級が医師職1級の職員	医師	月額 60,000円
"	高山市職員の給与に関する条例第5条第2項に定める職務の級が医師職2級の職員	医師	月額 120,000円
"	高山市職員の給与に関する条例第5条第2項に定める職務の級が医師職3・4級の職員	医師	月額 180,000円
"	特別加算	医師	市長が別に定める額
出勤手当	消防本部又は消防署に勤務する職務	消火、救急及び救助の業務に従事するために出勤した消防本部又は消防署に勤務する職員	1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	115,640 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	149 千円
支給実績(平成21年度決算)	106,933 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	124 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(H22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H22年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき 月額6,500円 ・16歳から22歳の子の加算 月額5,000円	同じ	—	140,390 千円	238,353 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額27,000円	同じ	—	27,671 千円	268,650 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である専門職(医師・歯科医師等)を対象	同じ	—	39,446 千円	4,930,750 円
通勤手当	・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～24,500円 ・高速道路等利用者 高速料金の1/2相当額に応じ月額20,000円まで ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで	同じ	—	60,049 千円	84,338 円
単身赴任手当	勤務地を異にする異動に伴い単身赴任となった職員 23,000円+加算額	同じ	—	2,334 千円	333,429 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区別に定額の手当額	同じ	—	60,783 千円	633,156 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 1回につき4,200円	同じ	—	5,674 千円	11,772 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職因果臨時、緊急の必要により休日に勤務した場合 1回につき4,000円～12,000円	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合(支給額)×(深夜勤務時間数)	同じ	—	15,265 千円	105,276 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合	同じ	—	3,714 千円	15,737 円
寒冷地手当	基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 その他の職員 月額7,360円	同じ	—	62,015 千円	68,074 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	市区町村長	961,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	()	990,000 円	500,000 円
	副 市 長	802,000 円	802,000 円	395,000 円
	()	()		
	議 長	488,000 円	690,000 円	359,000 円
	()	()		
報 酬	副 議 長	442,000 円	620,000 円	295,000 円
	()	()		
	議 員	416,000 円	560,000 円	273,000 円
()	()			
期 末 手 当	市区町村長	(平成22年度支給割合)		
	副 市 長	3.90	月分	
	議 長	(平成22年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.90	月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	在職年×450/100	0	任期毎
	備 考	在職年×280/100	8,982,400	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

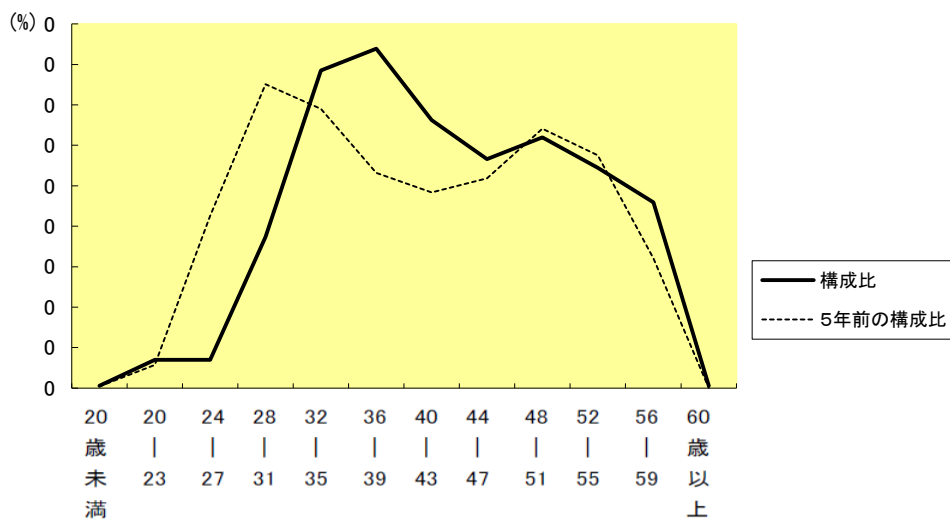
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	議会	8	8	0	・職員派遣の終了による減
	総務	169	161	△ 8	・支所管理職の減
	税務	41	42	1	・人事交流職員の受入終了による増
	労働	2	2	0	・久々野衛生センター業務委託による減
	農林水産	61	59	△ 2	・和牛産とく検査業務の民間委託による減
	商工	37	35	△ 2	・商工観光部管理職の減
	土木	79	79	0	・給食センター調理員の賃金職員化による減
	民生	134	134	0	
	衛生	68	63	△ 5	
	計	599	583	△ 16	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.7064 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.74 人)
教育部門	105	104	△ 1	・学校用務員の臨時職員化	
消防部門	151	149	△ 2		
小 計	855	836	△ 19	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.49 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	23	23	0	・簡易水道事業の水道企業会計への一部
	水道	26	25	△ 1	統合による減
	下水道	24	22	△ 2	・下水道建設事業の減
	その他	31	30	△ 1	・介護認定調査事業の賃金化による減
	小 計	104	100	△ 4	
合 計	959 [980]	936 [980]	△ 23 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.67 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	13人	70人	147人	157人	124人	106人	116人	102人	86人	1人	936人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分	職員数	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数	過去5年間の増減率
一般行政	職員数	703	662	622	609	599	583	120	17.1
教育	職員数	146	119	116	109	105	104	42	28.8
消防	職員数	159	155	154	151	151	149	10	6.3
普通会計	職員数	1,008	936	892	869	855	836	172	17.1
公営企業等会計	職員数	131	112	114	107	104	100	31	23.7
計	職員数	1,139	1,048	1,006	976	959	936	203	17.8

- 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に占 める職員給与費比率
H22年度	千円 1,002,436	千円 393,687	千円 117,319	% 11.7	% 11.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H22年度	人 25	千円 97,093	千円 7,291	千円 32,977	千円 137,361	千円 5,494

(参考)類似団体平 均 一人当たり給与費
千円 6,443

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高山市	43.7 歳	323,643 円	457,870 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 山 市		水道事業 (一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(平成22年度)		1人当たり平均支給額(平成22年度)	
1,359 千円		1,319 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.5)月分	(0.65)月分	(1.5)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~20%		・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(H21年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H20年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

ウ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)	— %		
手当の種類(手当数)	—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	1,868 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	85 千円
支給実績(平成21年度決算)	1,268 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	58 千円

オ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき 月額6,500円 ・16歳から22歳の子の加算 月額5,000円 	同じ	—	3,787 千円	189,350 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額27,000円	同じ	—	648 千円	324,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～24,500円 ・高速道路等利用者 高速料金の1/2相当額に応じ月額20,000円まで ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで 	同じ	—	1,558 千円	64,917 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区別に定額の手当額	同じ	—	1,444 千円	722,000 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合	同じ	—	16 千円	16,000 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 その他の職員 月額7,360円 	同じ	—	1,723 千円	71,792 円